

平成30年度事業報告

平成30年度は、3年に一度の障害福祉サービス等報酬の大幅改定が行われた結果、当初予算において想定した報酬額に比して764万円の減収となる見込みとなりました。そのため、新たに目標工賃達成指導員を配置することとし、その加算を受けるとともに、平成30年度から新設された「自立生活援助事業」及び「就労定着支援事業」に積極的に取り組むものといたしました。また、この取り組みに併せて、平成30年度に掲げました「相談業務と連携し利用者を確保するとともに、利用者の通所しやすい施設づくりで利用率を向上しよう！」のスローガンの下、利用者の確保及び利用率の向上を目指すとともに、全職員から報酬減額への対策に係るアイデアを募り、寄せられた提案69件のうち、実現可能なものから順次取り組んでまいりました。その結果、施設整備等基金への積立てを行うとともに、前期末支払資金残高に550万円を超える額を計上することができました。これは、評議員及び理事の皆様の協力の下、全職員が一体となり取り組んだことによるものであり、心から感謝申し上げたいと存じます。誠にありがとうございました。

利用者の確保及び利用率の向上につきましては、年間の平均利用者数が就労移行支援事業で7.7名（平成29年度6名）、就労継続支援事業B型で23.4名（平成29年度22.2名）と増加し、特にB型の年度末の3月の平均利用者数は28.1名となり定員の30名を超える日も、たびたび見受けられるようになっております。年間の利用率についても、就労移行支援事業で77%（平成29年度60%）、就労継続支援事業B型で78%（平成29年度74%）となりました。利用者の確保及び利用率の向上については今後も推進してまいりますが、利用者数及び利用率の増により、作業スペースの狭隘化や利用者間の対人距離の確保などのため、訓練、作業室増設の必要性が高まってまいりますので、隣接地のわかば跡地利用について、市に具体的な要望を行っていく必要があるものと考えております。

中期経営計画に掲げておりますBCP（事業継続計画）につきましては、既存の危機管理マニュアル及び非常災害対策計画との整合性を図り、災害が発生した際の法人の採るべき対応をまとめた計画を策定しました。このBCPに基づき、職員全員参加の下、計画内容を確認しながらの訓練を行いました。今後はこの訓練を繰り返し、計画の熟度を高め、必要な都度計画を見直し、改善を図っていく所存です。なお、中期経営計画につきましては、平成31年度が5年計画の4年目に当たりますことから、計画更新に向けての準備の年度になりますため、進捗

状況の把握に努めてまいります。

平成30年度は、障害福祉サービス等報酬の改定により、法人の収入の根幹となる報酬が大きく減額され、赤字で年度末を迎えることが推測されるなど、極めて厳しい年度でありましたが、その危機感により、法人全体の特に職員の意識の統一が図られ、一致協力して対応する機会を得られるなど、法人の今後の運営にとって意味のある1年になりました。今後も厳しい状況は続いてまいりますので、評議員及び理事の皆さんとの協力を賜り、全職員が一致協力して、法人の基本理念の下、事業の運営に努めてまいります。

次に各拠点の総括をいたします。

本部は、昨年度に引き続き、法人の運営する各種事業に係る国保連への請求事務、補助金申請業務を行いました。また、5回の理事会、3回の評議員会を開催し、定款及び諸規程の制定及び改正、予算・決算等の重要事項について審議され、それぞれ議決を頂いております。

福祉工房さわらびの就労移行支援事業では、年間を通じて、就労に向けた訓練、生産活動その他の活動の機会を提供しました。平成30年度は3名が就労いたしました。また、当該事業を利用して一般就労につながった方の安定した就労の継続を支援する新事業の就労定着支援事業の指定を受け、前述の3名の内、2名を含む3名の方に利用していただき、毎月の面談をすることにより、きめ細やかな支援ができ、就労先との連携も深まりました。

就労継続支援B型事業では、それぞれの利用者が協力して働くことの喜びを感じられる場所を提供し、各々の力を発揮していただけるよう支援を行いました。平成30年度は、新座市の市制施行記念式典の表彰記念品や年頭初の職員表彰の記念品に、当施設で製作している焼き菓子などの自主製品を採用していただきました。また、埼玉県の技術指導員支援制度を活用し、焼き菓子の講師の指導の下、新商品の開発などに取り組みました。前年度に比べ、売上と工賃総額は増えましたが、利用者数の増加に伴い平均工賃は若干減少しました。平成31年度は公園清掃業務の委託休止に伴い、平均工賃の減少が見込まれるため、利用者数と延べ作業時間の増加に見合った作業の受注など生産活動の拡充が課題となっています。

福祉工房さわらび相談支援室としては、福祉工房さわらびやその他の障がい福祉サービス事業所等を利用希望する方のサービス等計画作成支援を実施しました。

福祉工房楓は、地域活動支援センターⅢ型として、創造的活動や生産的活動の機会を提供する基礎的事業のほか、更なる自立した日常生活が営めるよう生活訓練、作業訓練等の機能強化事業を実施しました。平成30年度は、1月当たりの実利用者数及び1日当たりの平均利用者数が共に前年度を上回りました。福祉工

房楓で受注している内職作業については、企業の担当者から、精度が高く、スピードも速いので、安心して作業を任せられるとの評価を頂いており、利用者のやりがいにつながっています。

併設する福祉工房楓相談支援室では、前年度に引き続き、障害福祉サービスやホームヘルパーの利用を希望される方にサービス等計画作成支援を実施しました。

にいざ生活支援センターは、地域活動支援センターⅠ型として、創意的活動の機会の提供、社会との交流の促進等の事業、相談支援の基礎的事業と医療・福祉サービス、地域社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティアの育成、障がいに対する理解の促進を図るための普及啓発等事業の機能強化事業を実施しました。当事者及び家族を対象とした集いは、従来の「うつの集い」、「発達障がいの集い」、「幻聴・妄想の集い」に、「家族・友人の集い」及び「そううつ（双極性障害）」の2つの集いを新たに加えた合計5つの集いを企画、実施しました。また、平日の夜間にボランティアの皆さんの協力を得て実施している電話傾聴サービスは、利用件数が年間639件（平成29年度675件）を数えました。昨年度に引き続き、新規の利用者が増加傾向にあります。

新座市から受託している障がい者相談支援事業では、受託事業に基づき、情報提供、相談等の障がい福祉サービスの利用の援助や社会資源を活用するための支援などの業務を行い、平成30年度は延べ5,499件（平成29年度4,669件）の相談が寄せられ、相談内容に応じて適切な対応が図れるよう努めました。同事業の社会生活力を高める支援では、「生活リズム」、「外出・余暇活動」、「就労生活」の3つのテーマを設定し、連続講座を開催したほか、権利擁護のために必要な支援の一環として、成年後見制度及び障害者虐待防止法等に関する研修及び啓発事業を企画、実施いたしました。

併設するにいざ生活支援センター相談支援室では、特定相談支援事業（計画相談支援）、一般相談支援事業（地域移行支援・地域定着支援）に加え、平成30年度は新たに自立生活援助事業の指定を受け、それぞれ事業を実施しています。

計画相談支援については、実績がサービス等利用支援については新規が40件（平成29年度47件）、更新が198件（平成29年度171件）、継続サービス利用支援（モニタリング）が167件（平成29年度156件）となりました。

地域移行支援については、昨年度に引き続き、精神科病院から退院後の地域生活に向け、必要な支援を行いましたが、受給者証の発行や病院側から退院支援の依頼を受けたタイミング等の都合から、利用実績にはつながりませんでした。

地域定着支援については、5名（平成29年度9名）の方が利用され、それぞれの利用者の状況に応じて、生活環境の整備と日中活動の場のための支援を行いました。

新事業の自立生活援助については、居宅において単身等で生活する方を対象に、18名の方が利用され、月2回の定期的な訪問に加え、随時生活相談や各種関係機関等への同行支援を行いました。

1 法人本部

所在地 新座市堀ノ内 3-4-11

職員配置

事務長（常勤・福祉工房さわらびと兼務）1人

事務主事（常勤・福祉工房さわらびと兼務）1人

① 理事会、評議員会

法人活動を円滑に進めるため理事会、評議員会の運営の活性化を図りました。理事会は5回、評議員会は3回開催しました。

・主な審議事項

社会福祉法人にいざ定款の変更、給与規程の一部改正、経理規程の一部改正

福祉工房さわらび運営規程・福祉工房さわらび相談支援室運営規程・福祉工房楓相談

支援室運営規程・にいざ生活支援センター相談支援室運営規程の一部改正、

平成29年度事業報告、平成29年度収支決算、

中間決算報告、中間監査報告、平成30年度補正予算（第1号・第2号）

平成31年度事業計画、平成31年度収支予算、

非常災害対策計画の改定、事業継続計画（BCP）の策定

社会福祉法人にいざ表彰被表彰者の決定、法人が交わした契約の報告

② 障害者総合支援法の一部改正及び障害福祉サービス等報酬改定への対応

平成30年4月1日に施行された障害者総合支援法の一部改正では、障がい者の望む地域生活支援を実現するため、新たに「自立生活援助事業」及び「就労定着支援事業」が設けられ、前者についてはにいざ生活支援センター相談支援室が平成30年8月1日に、後者については福祉工房さわらびが平成30年10月1日にそれぞれ指定を受けました。

また、併せて実施された報酬改定については、報酬単価の減額に直面しましたが、職員配置の見直しや職員会議を開催し経費節減に努めるなど対応を図りました。

③ 法人組織体制の強化（管理職会議の開催）

施設長・管理職会議については2週間に1回のペースで開催しました。施設運営の状況や課題について施設間で共有が図られ、その時々で、時宜にかなった対応をすることができました。

④ 税額控除の指定

平成23年度の税制改正によって、税額控除対象社会福祉法人指定の要件（3,000円以上の寄附金を支出した者が、実績判定期間（5年間）で平均して年に100人以上いること等）を満たせば、寄附者が税額控除と所得控除のいずれかを選択できるようになりました。税額控除対象法人になることは、当該法人への寄附者への善意に応えるとともに、

多くの人々に支持される組織であることを社会に示し、公益性をより強く裏付けるものとなります。当法人では、この指定に向けて平成 25 年度から取り組んでまいりましたが、平成 29 年度末をもって、実績判定期間が満了しましたので、申請を行い、無事、指定を受けました。

⑤ 職員の資質向上 (研修への参加)

前年度に引き続き、職員の資質向上のため、平成 28 年度に策定した「人材育成に係る方策」に基づき、年度当初に研修計画を策定し、当該計画に基づき、研修への参加が図られました。

- ・相談支援関係 (() 内表記はキャリアパス研修体系表による区分。以下、同)

(初任者)

介護記録等の書き方研修、福祉職員が知っておくべき基礎知識研修
(初級職)

虐待防止研修、地域福祉活動推進者研修
(上級職)

社会福祉援助技術基礎研修、(発達障害福祉協会主催) 中堅職員研修、
障害者虐待防止・権利擁護研修、
(専門的研修)

相談支援従事者現任研修、コミュニティソーシャルワーク基礎研修
(必要に応じて参加する研修)

保健所巡回支援事業 (発達障害者の支援に係る研修)

9名 延べ 25 回参加

- ・就労支援関係

(専門的研修)

ジョブサポーター研修 (初級・中級)、障害者就労定着支援研修
(主任職)

就業支援実践研修 精神障害コース

2名 延べ 8 回参加

- ・管理者向け研修

(管理職)

社会福祉法人管理者研修、社会福祉法人監査研修、人材育成研修、
財務管理担当者研修

(専門的)

サービス管理責任者研修

4名 延べ 8 回参加

- ・その他研修

(初任者)

接遇研修

(上級職)

中堅職員キャリアパス研修、施設ボランティア受入担当者研修、
福祉サービス苦情解決セミナー、工賃向上研修、女性視点の防災講座

(主任職)

話し方・折衝・交渉力向上研修、チームリーダーキャリアパス研修、
メンタルヘルス推進者養成研修

(専門的)

食品表示法研修、食品衛生現任研修、広報に関する研修、

焼き菓子の新商品開発と販路拡大に関する勉強会

9名 延べ18回参加

・全体職員研修

新座市障がい者相談支援事業の一環で、にいざ生活支援センターが主導し、成年後見制度及び障害者虐待防止法に関する全体職員研修を2回実施しました。

⑥ 職員待遇改善への取組

職員待遇改善加算を活用して、平均して常勤換算1.0人当たり月16,323円の手当を支給しました。

⑦ BCP（事業継続計画）の策定

大地震など大規模災害の発生時において法人事業を継続するため、あらかじめ有事の連絡体制や職員の勤務、利用者や近隣者への援助、業務の優先順位などの対応を定めるため、BCP（事業継続計画）を策定しました。策定に当たっては、既存の危機管理マニュアルと非常災害対策計画との整合性を図り、後者の非常災害対策計画については一部改正を実施しました。また、BCP（事業継続計画）に基づき、全職員が参加した訓練を実施いたしました。

⑧ 機関紙「これから」の充実

広報委員会が中心となり編集し、第101号から第103号までを発行する（毎号900部印刷）とともに、一層の内容充実に努めました。第103号では、福祉工房さわらびの就労訓練の一環として位置付け、印刷から製本までを利用者の皆さんと共に進行いました。

⑨ 関係機関、団体との情報交換の促進

市担当課を始めとした行政や家族会との綿密な連携を図り、円滑に法人の事業を推進いたしました。また、社会福祉法人にいざ後援会と連携して各種啓発事業を実施しました。

・職員が出席した主な会議

埼玉県障害福祉サービス事業所管理者会議、

埼玉県障害者就労支援センター等連絡協議会、

就労移行合同説明会、朝霞保健所管内精神保健福祉ネットワーク会議、
新座市自立支援協議会、新座市障がい者施策委員会、
新座市障がい支援区分認定審査会、新座市障がい者就労支援センター運営委員会、
南部地区地域福祉推進協議会、西部地区地域福祉推進協議会（設立準備会）、
南西部地域就労支援センター情報交換会 等

⑩ その他

- ・予算及び決算事務執行
- ・施設運営委員会の開催（2回）
- ・精神保健福祉士を目指す8名、看護師を目指す21名の実習生の受入。29名延べ129日間の実習

2 福祉工房さわらび 就労移行支援事業

所在地 新座市堀ノ内 3-4-11

事業開始年月日 平成 23 年 4 月 1 日

定 員 10 人

開所日 月曜日～金曜日

開所時間 午前 9 時 50 分～午後 3 時 50 分

職員配置

施設長 兼 サービス管理責任者 1 人(常勤・B 型・就労定着と兼務)

サービス管理責任者 1 人(常勤・B 型・就労定着と兼務)（※サービス管理責任者は計 2 人体制）

生活支援員 1 人(常勤)

職業指導員 0.8 人(常勤 1 人・就労定着支援員、相談支援専門員と兼務)

就労支援員 1 人(常勤)

平成 30 年度開所状況

初日契約者数 11 人 新規契約者数 8 人 退所者数 10 人 末日契約者数 9 人

開所日数 244 日 延利用者数 1,886 人 1 日平均利用者数 7.7 人

精神障がい者の地域生活と社会活動を支えるため、就労に向けた訓練、生産活動その他の活動の機会を提供し、個々の希望に沿うとともに長所を活かした就労支援を目標として、平成 30 年度の事業運営を次のとおり行いました。

① 就労訓練

- ・就労に必要な知識の習得、コミュニケーション能力の向上を目的として、就労講座や S S T を行いました。
- ・就労に必要な能力の習得や職業適性の検討を目的として、検品作業等の生産活動・パソコンや清掃の訓練、ワークサンプルを利用しての訓練を行いました。
- ・体力向上を目的として、スポーツやウォーキングを行いました。

② 就労支援

- ・個別支援計画で就労準備及び求職活動への取り組み内容を明確にして支援しました。
- ・職場見学により就労についてのイメージを膨らますことができるよう支援しました。
- ・就労準備及び求職活動のため近隣事業所で職場実習を行いました。
- ・関係機関と連携して就労後の職場定着を支援しました。
- ・平成 30 年度は 3 人の方が就労されました。
- ・O B 会を年 2 回開催し卒業者と利用者との交流の機会を提供しました。

③ 就労先や実習先企業の開拓

近隣の事業所で職場実習を数回させていただくことが出来ました。就労先としての協力の依頼もしました。

④ 相談等支援

- ・作業終了後に一人月 1 回面談を行い、生活や心身の状況等についての相談を受け、助言、援助を行いました。
- ・医療面について、嘱託医と連携するとともに、体調に変化があった時や生活上の課題があった時には通院同行をして、主治医の意見を確認しながら支援しました。また、就労前に通院同行して主治医から勤務時間についての意見を確認することで、無理のない就労につながったケースもありました。
- ・ご家族や関連機関と連携して支援を行うとともに、必要に応じて市役所への同行等の支援を行いました。

⑤ 体調管理支援

- ・栄養バランスの整った昼食サービスを提供しました。
- ・心身両面の健康管理へのアドバイスをしました。

⑥ 利用者の確保

- ・利用者に通所先として当施設を選んでいただけるようなパンフレットを作成し、他機関へ配布しました。
- ・契約者数の増加と利用率の向上について、意識的に利用を促した結果、契約者数が増加し利用率は向上しました。
- ・居心地の良い場所、一緒に働く喜びを感じられる場所であるよう努めました。

⑦ 家族懇談会の開催

施設と利用者のご家族との間の信頼関係の構築及び家族間の情報交換や交流の場として、家族懇談会を開催し、利用者に対する支援の質の向上につなげました。

⑧ 昼食サービスの他施設利用者への提供

平成 29 年に続き 30 年度も他施設利用者へ月 1 回昼食サービスを提供しましたが、利用者が平均 3 人と少ない状況で経過したため、一旦休止します。今後、需要に応じて、対応を検討します。

⑨ 業務の効率化

- ・研修等により、職員の対人スキルの向上に努めました。
- ・日常的にヒヤリハットの収集に努め、リスクへの対策を講じました。
- ・日常業務を見直し、経費削減に努めました。

⑩ 新事業「就労定着支援事業」の指定

就労移行支援事業を利用して一般就労につながった方の安定した就労の継続を支援するため、10月に就労定着支援事業の指定を受け、11月から事業を開始し、3名の方に利用していただきました。毎月面談することで、極め細かな支援ができ、就労先との連携も深りました。

3 福祉工房さわらび 就労継続支援事業 B型

所在地 新座市堀ノ内 3-4-11
事業開始年月日 平成 23 年 4 月 1 日
定 員 30 人
開所日 月曜日～金曜日
開所時間 午前 9 時 50 分～午後 3 時 50 分
職員配置

施設長 兼 サービス管理責任者 1 人(常勤・移行・就労定着と兼務)
サービス管理責任者 1 人(常勤・移行・就労定着と兼務) (※サービス管理責任者は計 2 人体制)
生活支援員 4 人(常勤 4 人(ただし、内 1 人は常勤換算 1.0 人の臨時職員))
職業指導員 1.97 人(常勤 1 人・非常勤 2 人)
目標工賃達成指導員 1 人(常勤 1 人)

平成 30 年度開所状況

初日契約者数 50 人 新規契約者数 18 人 退所者数 14 人 末日契約者数 54 人
開所日数 244 日 延利用者数 5,705 人 1 日平均利用者数 23.4 人

精神障がい者の地域生活と社会活動を支えるため、協力して働くことの喜びを感じられる場所を提供し、それぞれの利用者に各自の力を發揮していただける支援を目標として、今年度の事業運営を次のとおり行いました。

① 生産活動の充実

- ・施設内事業として自主製品の製作、商品の包装、封入作業等を行いました。
- ・施設外事業として公園清掃や除草作業、自主製品の販売、老人福祉センター内売店の販売、養豚場での作業等を行いました。
- ・自主製品（手芸品と焼き菓子）の製作、販売が生産活動の柱となるよう努めました。
- ・行政関係機関からの発注の機会の活用を図りました。新座市の市制施行記念式典の表彰記念品として焼き菓子とハンドタオルのセットを採用していただきました。また、職員表彰の記念品として焼き菓子を採用していただきました。
- ・自主製品の充実やオリジナル製品の開発に向けた取組を進めました。埼玉県の技術指導員支援制度を活用し、10 月から 1 月までの 4 か月間焼き菓子の講師に月 2 回来ていただき、新商品の開発に取り組むとともに、既成商品の改良や効率的な作業方法を教えていただきました。
- ・売上と平均工賃の増加を目指しましたが、前年度に比べ売上と工賃総額は増えたものの平均工賃は若干減少しました。利用者数と延べ作業時間の増加に見合った作業を受注できなかったので、平均工賃の増額につながるような生産活動の拡充が課題となっています。

② 創作的活動、行事参加等の機会の提供

生活を豊かにするために、創作的活動や各種行事等への参加の機会の充実を図りました。行事等の実施に当たっては、ミーティングで利用者と話し合いながら進めました。

③ グループワークの実施

嘱託医の学習会の日にテーマに沿ってグループで話し合いをしましたが、希望が無かったため、定期的なグループワークは実施に至りませんでした。

④ 相談等支援

- ・作業終了後に面談の時間を設け、生活や心身の状況等についての相談、助言、援助を行いました。
- ・医療面について、嘱託医と連携するとともに必要に応じて通院同行等の支援をしました。
- ・ご家族や関連機関と連携して支援を行うとともに、必要に応じて、訪問支援、市役所への同行等の支援を行いました。

⑤ 体調管理支援

- ・栄養バランスの整った昼食サービスを提供しました。
- ・心身両面の健康管理へのアドバイスをしました。
- ・健康の維持・増進のためにスポーツや散歩の回数を増やし、食事や運動に関するアドバイスなどの支援をしました。

⑥ 利用率の向上

- ・利用者に通所先として当施設を選んでいただけるようなパンフレットを作成し、他機関へ配布しました。
- ・契約者数の増加と利用率の向上について、意識的に利用を促した結果、契約者数が増加し利用率は向上しました。
- ・居心地の良い場所、一緒に働く喜びを感じられる場所であるよう努めました。

⑦ 協力事業所との連携強化

- ・協力事業所へ連携強化の依頼をしましたが、新たな事業所との連携までには至りませんでした。

⑧ 福祉関係イベントへの参加

- ・福祉関係イベントへ参加し、関係機関との良好な協力関係の構築・継続に努めました。

⑨ 家族懇談会の開催

施設と利用者のご家族との間の信頼関係の構築及び家族間の情報交換や交流の場として、家族懇談会を開催し、利用者に対する支援の質の向上につなげました。

⑩ 昼食サービスの他施設利用者への提供

平成 29 年に続き 30 年度も他施設利用者へ月 1 回昼食サービスを提供しましたが、利用者が平均 3 人と少ない状況で経過したため、一旦休止します。今後、需要に応じて、対応を検討します。

⑪ 業務の効率化

- ・研修等により、職員の対人スキルの向上に努めました。
- ・日常的にヒヤリハットの収集に努め、リスクへの対策を講じました。
- ・日常業務を見直し、経費削減に努めました。

4 福祉工房さわらび相談支援室

所在地 新座市堀ノ内 3-4-11

事業開始年月日 平成 26 年 4 月 1 日（指定特定相談支援事業）

開所日 月曜日～金曜日

開所時間 午前 9 時 00 分～午後 5 時 30 分

職員配置 管理者 1 人（常勤・移行、B型、就労定着と兼務）

相談支援専門員 1 人（常勤・移行、就労定着と兼務）

平成 30 年度実績

サービス利用支援（新規）12 件

サービス利用支援（更新）22 件

継続サービス利用支援（モニタリング）22 件

精神障がい者、家族及び関係者からの相談に応じ、適切な障がい福祉サービス等が多様な事業者から効果的に提供されるよう支援し、併せて障がい者福祉課、保健センター等関係機関と連携を図り、自立と社会参加が促進されるよう、総合的な支援策を推進しました。

① 計画相談支援

- ・相談支援専門員によるサービス等利用計画作成を通じ、新規サービス利用支援、継続サービス利用支援を行いました。
- ・就労定着支援事業の開始に伴い、就労定着支援事業を利用される方の計画相談にも携わりました。
- ・就労継続支援B型で特別支援学校卒業生を受け入れることになり、計画相談に当たっては学校や委託相談支援事業所と密な連携を取りながら進めました。

② 基本相談支援

- ・日々の生活から生じる課題（就労、住居、食事、対人関係、療養環境等）に対して本人のニーズを十分に配慮し、関係機関と連携して個別、具体的に支援しました。

③ 関係機関との連携

- ・障がい者福祉課、保健センター、生活支援課などの行政機関や民生委員、社会福祉協議会等との連携を図りました。

5 地域活動支援センターⅢ型 福祉工房楓

所在地 新座市大和田 4-16-40

事業開始年月日 平成 24 年 4 月 1 日

定員 10 人

開所日 月曜日～金曜日

開所時間 午前 9 時 50 分～午後 3 時 50 分

職員配置 施設長 1 人（常勤兼務）

指導員 1.86 人（常勤 1 人、非常勤 1 人）

（施設長兼務は福祉工房楓相談支援室（相談支援事業）と兼務）

平成 30 年度開所状況

初日在籍者数 17 人 新規利用者 3 人、退所者 0 人 末日在籍者数 20 人

開所日数 244 日 利用者数 1,850 人 1 日平均利用数 7.6 人

創作的活動や生産的活動を提供し、集団生活及び社会的交流の促進を図り、もって利用者が自立した日常生活や社会生活を営めるよう、必要な支援を行いました。

基礎的事業

創作的活動や生産的活動の機会を提供し支援を行いました。

・創作的活動

絵画教室延べ 11 回参加者 65 人、文芸教室延べ 11 回参加者 71 人、

社会見学延べ 12 回参加者 61 人、マイフェバリットソング延べ 22 回参加者 120 人、

散歩延べ 4 回参加者 19 人、スポーツ延べ 10 回参加者 40 人、DVD 鑑賞会延べ

7 回参加者 28 回、フリー（利用者提案による自主企画）延べ 36 回参加者 193 人 等を実施しました。

・生産的活動

自主製品づくり延べ 105 回参加者 162 人、内職作業延べ 222 回参加者 1,392 人、

公園清掃延べ 48 回参加者 402 人、小学校除草延べ 5 回参加者 20 人 等を実施しました。

内職作業は、お線香の計量や箱詰め等の作業を主に行いました。また、自主製品は、市役所、法人後援会総会、地域のバザー、楓敷地内販売を行いました。その他、プランターを利用した家庭菜園を行い、料理会の食材に使用しました。

・社会との交流の促進等の事業

地域交流の一環として、地域のバザー等のイベントに参加しました。また、地域貢献の一環として、路上清掃活動を行いました。

機能強化事業

自立した日常生活が営めるよう機能強化事業を行いました。

- ・楓勉強会延べ 12 回参加者 69 人、全体ミーティング延べ 24 回参加者 176 人、
- 料理会延べ 49 回参加者 259 人、お菓子作り延べ 12 回参加者 54 人、
- 日帰り研修延べ 2 回参加者 11 人 等の事業を実施し、円滑な集団生活が送れるよう支援をしました。また、嘱託医によるセカンドオピニオンとしての個人面談や精神科医療に関すること、日常の健康管理等について学習会を 3 回行いました。

その他の支援

- ・通所が困難になって休みがちな利用者には、電話や手紙による施設との関係維持に努めました。
- ・個別支援計画を作成しました。
- ・福祉工房楓への理解を得るとともに、利用者家族間の横のつながりを強化し、より一層親睦を深められるよう、家族懇談会を実施しました。
- ・利用者送迎サービス 3 ルート（集合場所：東二丁目関商店・野火止一丁目ファミリーマート・北野二丁目セブンイレブン）を実施しました。
- ・利用者の支援に当たって、医療機関や関係機関と連携を図りました。
- ・職員の資質向上に向けて各種研修に参加しました。
- ・火災や自然災害等への対策として避難訓練を実施しました。
- ・季節の行事としてクリスマス会、初詣、お花見、半僧坊大祭見学等を行いました。
- ・利用者に通所先として当施設を選んでいただけるようなパンフレットを作成し、他機関へ配布しました。

6 福祉工房楓相談支援室

所在地 新座市大和田 4-16-40

事業開始年月日 平成 26 年 4 月 1 日（指定特定相談支援事業）

開所日 月曜日～金曜日

開所時間 午前 9 時 00 分～午後 5 時 30 分

職員配置 管理者兼相談支援専門員 常勤兼務 1 人

（兼務は福祉工房楓（地域活動支援センター）と兼務）

平成 30 年度実績

サービス利用支援（新規） 1 件

サービス利用支援（更新） 10 件

継続サービス利用支援（モニタリング） 32 件

精神障がい者、家族及び関係者からの相談に応じ、適切な障がい福祉サービス等が多様な事業者から効果的に提供されるよう支援し、併せて障がい者福祉課、就労系サービス事業所、居宅介護支援事業所等関係機関と連携を図り、自立と社会参加が促進されるよう、総合的な支援策を推進しました。

① 計画相談支援

- ・相談支援専門員によるサービス等利用計画作成を通じ、福祉工房さわらびの利用者、また、楓を利用された後、就労系サービス事業所へステップアップされる方、ホームヘルパーの利用を希望される方に新規サービス利用支援、継続サービス利用支援を行いました。

② 基本相談支援

- ・日々の生活から生じる課題（就労、住居、食事、対人関係、療養環境等）に対して本人のニーズを十分に配慮し、関係機関と連携して個別、具体的に支援しました。

③ 関係機関との連携

- ・障がい者福祉課、居宅介護支援事業所、就労系サービス事業所等との連携を図りました。

7 地域活動支援センターI型 にいざ生活支援センター

所在地 新座市野火止 2-7-12

事業開始年月日 平成24年4月1日

定員 28人

開所日 月曜日～金曜日

開所時間 午前10時00分～午後4時00分

職員配置 施設長 1人（常勤兼務）

指導員 5.8人（常勤兼務4人 非常勤3人）

（兼務は全てにいざ生活支援センター相談支援室と兼務）

平成30年度開所状況

初日在籍者数70人 新規利用者数3人 退所者数0人 末日在籍者数73人

開所日数244日 延利用者数2,520人 1日平均利用者数10.3人

精神障がい者の日中の居場所や仲間づくりの場を提供するとともに、当事者、家族の日常生活から生じる問題の相談に応じ、より良い地域社会生活を送れるよう相談支援室と連携して必要な支援を行いました。併せて、行政機関や医療機関等と連携を図り、地域生活が安定し自立と社会参加が促進されるよう、適切な支援策を推進しました。また、新座市から受託した障がい者相談支援事業業務を業務委託契約に基づき実施しました。

基礎的事業

創意的活動の機会の提供や地域社会との交流の促進等の事業及び相談支援を行いました。

・創意的活動の機会の提供

社会生活力に関する学習会、コーラスや絵画を始めとした芸術活動、レクリエーション活動等を定期的に行い、創造性を育て、活力の増進を図りました。

・社会との交流の促進等の事業

主にコミュニケーション能力に焦点を当てた各種グループワークを定期的に実施しました。また、困っていることなどの問題を共有し、解決の糸口と一緒に考える場として、茶話会、支援センターミーティング、安心して過ごせるために考える会、何でも公開相談会を実施したほか、スポーツや日帰り研修旅行等施設内外のプログラムを提供し、地域社会との交流の促進を図りました。

・相談支援

日々の生活から生じる問題や不安（就労、住居、食事、対人関係、療養環境等）に対して本人のニーズに十分な配慮をしつつ、関係機関と連携して個別、具体的に支援しま

した。

支援方法としては、電話、面接、訪問により、助言や必要な情報提供を行いました。

また、必要に応じて医療機関や関係機関への同行支援を行いました。

相談件数 7,508 件 内訳：来所 330 件 電話 6,395 件 訪問・同行 783 件

機能強化事業

医療・福祉サービス、地域社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティアの育成、障がいに対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を行いました。

・医療・福祉サービス、地域社会基盤との連携強化のための調整

施設利用者を対象として嘱託医による個別相談及び座談会を実施したほか、SST（社会生活技能訓練）やSFA（社会生活力プログラム）等の事業を実施しました。

地域社会基盤との連携強化のための調整としては、障がい者福祉課、生活支援課、保健センター、女性困りごと相談室、自立支援協議会等行政機関や社会福祉協議会、地域包括支援センター等関係機関との連携を図り、必要なネットワーク化を促進するよう努力しました。その過程において、社会的入院者の退院支援や、精神障がいかどうか明確になっていない状態で長期に自宅などから外出できないような方への訪問を行いました。また、新座市精神障害者家族会（やすらぎの会）の活動支援として、会報誌の閲覧及び未加入の施設利用者等への紹介、更に家族相談会の場所を提供するとともに、家族会未加入の悩んでいる家族に対して相談会の情報提供を行いました。

・当事者及び家族を対象とした集いの実施

「うつの集い」は“当事者対象”的集いとして毎月1回実施しました。参加者は10名を超えることもあり、ピアの力とグループのを感じることができました。毎回参加する方、体調やご自身の都合に合わせて時々参加する方もいます。また新規の方も参加されました。「発達障がいの集い」は“当事者・家族友人合同対象”的集いとして毎月1回実施しました。合同で行うことにより、当事者は家族の気持ちを、家族は当事者の気持ちをお互いに聴く場となり、参加して良かったといった感想が寄せられました。「幻聴・妄想の集い」は“当事者対象”的集いとして毎月1回実施しました。参加された方は、話せる場所があつてよかったですとの感想をいただきました。「家族・友人の集い」は“うつ、その他の精神疾患をお持ちの方や引きこもりの方の家族・友人が対象”的集いとして毎月1回実施しました。遠方からの参加や、当事者が加わることもありました。「そううつ（双極性障害）の集い」は“当事者対象”的集いとして隔月で実施しました。

その他の支援

・電話傾聴サービス

講師に、埼玉県いのちの電話の研修担当を迎えて、電話傾聴員研修を兼ねて電話傾聴員

養成講座を行いました。新しい方が 4 名参加しましたが新たな傾聴員の委嘱にはつながりませんでした。また、傾聴員で構成する「ふくろうの会」では月に一回の定例会を行い、当センター職員と傾聴電話の内容について共有を図っております。

電話傾聴サービスは平日の夜間（18:00～22:00）に実施し、延べ利用者数は 639 件(4 月～H31 年 3 月)です。今年度の傾向としては新規の利用者が多くありました。また、定期的に利用される方も多く、「助かっている」、「話を聞いてもらえてありがたい」と好評を頂いております。

- ・利用者に通所先として当施設を選んでいただけるようなパンフレットを作成し、他機関へ配布しました。

- ・新座市障がい者相談支援事業

延べ相談件数 5,499 件

延べ相談実人員数 4,190 人

業務委託契約に基づき、以下の業務を行いました。

(1) 情報提供、相談等の障がい福祉サービスの利用の援助

相談者本人を始め、相談者の家族等関係者及び関係機関からの相談に応じ、情報の提供、福祉サービスの利用援助を行いました。具体的には、医療（病状・訪問看護・カウンセリング）、住まい（精神科退院後の生活・独立・住居・世帯分離）、経済（家計・社会保険）、人間関係（家族・近隣住民）等についての相談であり、必要に応じて、居宅介護（ホームヘルパー）、短期入所施設、共同生活援助施設、就労移行支援施設、就労継続支援（A 型・B 型）施設の利用援助を行いました。また、障害支援区分認定調査の問い合わせにも対応し、当施設で 75 件実施しました。

(2) 社会資源を活用するための支援

相談支援を通じ、ケースごとに適切な社会資源を紹介し、必要に応じ同行支援を行いました。紹介した社会資源は、障がい福祉サービス事業所（就労移行支援施設・短期入所施設等）、地域活動支援センター、医療機関、発達障害に関する専門機関、法律に関する専門機関、不動産屋、障害年金・公的扶助等の手続の窓口、有償ボランティアです。

(3) 社会生活力を高めるための支援

今年度は、5～6 月に「生活リズム」、11～12 月に「外出・余暇活動」、2～3 月に「就労生活」をテーマに地域で自立した生活を送る力を身に付けるための学習会を 3 ケー
ル行いました。

「生活リズム」テーマにおける主眼は、『①生活リズムの大切さを知る ②生活リズムを整える方法を学ぶ ③自分の生活習慣を振り返り、自分に適した生活リズムを考える』の 3 点で、参加者は平均 13 名でした。

「外出・余暇活動」テーマにおける主眼は、『どのような外出・余暇活動があるかを知り、やってみたい外出・余暇活動を考え楽しむ計画を立ててみる。様々な余暇活動を行うことにより、毎日を楽しく過ごせるようにしてみる』で、皆で外出の計画を立て、公共機関を利用し食事をすることもプログラム内に組み入れ実施しました。参加者は平均 11 名でした。

「就労生活」テーマにおける主眼は、『豊かな生活を送るために、働くことの意味や自分に適した仕事を確認し、働くことについて考えてみる』で、自分の就労体験、働くには何が必要か、働くに当たって自分の長所は何か、等の意見交換を行いました。参加者は平均 10 名でした。

3 クールとも全 7 回の連続講座で、全てに参加された方もいらっしゃいました。各回、テーマに沿って自分自身を見つめて言葉にまとめ、発表をし、意見交換を行う、という形で進行しました。他の方の発表を聞くことで、様々な価値観・個性・考え方があることを知る機会になったと思います。各テーマの終盤では、今後の目標や計画を考える時間があり、参加者が各自、自分なりの目標を立てていました。自分自身を見つめることで自分の個性を知り、今後の人生がさらに豊かになることを期待しています。

(4) ピアカウンセリングに関する事業

今年度は 8~9 月にわたり全 7 回のピアカウンセリングセミナーを実施しました。参加者は平均 10 名でした。昨年度実施した資料も利用し、相談していやだったこと等の意見交換をしました。演習（ロールプレイ）を多く取り入れ、相談の受け手を実際にやってみたり、人の相談の受け方を見てピアカウンセリングの理解を深める場を持ちました。毎回、ピアカウンセリングの好ましいとされるルール（①一番の役割は、相手の話を聞いて聞いて聞きまくること、②自分自身の希望・価値観・期待を持ってよいが、自分の希望や価値観を相手に押し付けてはいけないこと等）を取り入れました。

(5) 権利擁護のために必要な支援

通年：成年後見制度については、主に本人及びご家族の理解を深めるための家族支援（計 3 件）を行いました。障害者虐待については、家庭内暴力、DV、医療機関における処遇などに係る支援（計 43 件）を行いました。

10 月：産業フェスティバルの子ども広場で、バルーンアートを提供し、障害者虐待防止法と成年後見制度について啓発チラシを配布しました。

11 月：法人後援会主催のガレージバザールにて障害者虐待防止法と成年後見制度の啓発チラシを配布しました。

12 月：成年後見制度に関する職員研修を企画実施しました。今回は新座市社会福祉協議会のあんしんサポートねっと（日常生活自立支援事業）の専門員（職員）を講師として迎えました。日常生活自立支援事業から成年後見制度へ移行した実

際の事例などを基に両者の関係や相違点、実際の場面での使い分け、利用の流れなどについて講義していただくことでより成年後見制度への理解が深められることを期待し企画いたしました。日常生活支援事業の内容や成年後見制度との相違、移行した事例を講師に話していただきました。あんしんサポートねつの役割や権利擁護全体について質疑応答を交えながら学びました。

1月：障害者虐待防止法に関する職員研修を企画し、実施しました。今回はグループスーパービジョン（通称 GSV）を参加職員で体験することとしました。GSVはストレングスの視点によるアセスメントに基づき、本人の希望・願望に対してのアイディアをグループで出し合うことで支援の質を向上させようとする技法です（埼玉県主催の相談支援専門員現任者研修等でも採用されております）。福祉従事者による障がい者虐待の問題には職員各々の支援技術や人権意識の不足が指摘されていますが、GSV 体験を行うことで当事者を多角的に捉える力やストレングスを見つける力、リフレーミング力。そして本人のストレングスを積極的に支持した方法で本人の課題（本人の希望・願望）を解決する力を養うことが期待できます。支援者の当事者への認知を変えることは虐待防止にもつながるものと考え、企画いたしました。講師にはスーパーバイザー養成研修を修了した新座市障がい者を守る会と暮らしネット・えんの職員 2名に依頼しました。当日は講師の所属する法人職員数名も参加し、今後の新座市全体の福祉の向上のあり方も見据えた研修となりました。

2月：権利擁護（障がい者差別禁止）に関する普及啓発活動として市民向け啓発講演会を行いました。テーマは「精神科病院の現状と課題」とし、講師に多摩おおば病院の企画室室長・医療社会部副部長を迎えました。精神保健福祉に関心の高い方の参加だけではなく、新座市障がい者福祉課や朝霞保健所、近隣の精神科病院相談員、障がい福祉サービス提供事業所にも来場していただくことができました。これはテーマや講師設定が良かっただけではなく、会場を新座市役所庁舎内にしたことでも効果的だったものと考えました。講演内容そのものに対しても好評を博しました。

(6) 相談に対する専門機関の紹介

必要に応じ専門機関の紹介を行いました。地域包括支援センター、日本司法支援センター、保健所、精神科病院、行政担当窓口、社会福祉協議会、社会福祉士事務所 等

8 にいざ生活支援センター相談支援室

所在地 新座市野火止 2-7-12

事業開始年月日 平成 24 年 11 月 1 日（指定特定相談支援事業）

平成 25 年 4 月 1 日（指定一般相談支援事業）

平成 30 年 8 月 1 日（自立生活援助事業）

開所日 月曜日～金曜日

開所時間 午前 9 時 00 分～午後 5 時 30 分

職員配置 室長 兼 サービス管理責任者 兼 相談支援専門員 常勤兼務 1 人

相談支援専門員 兼 地域生活支援員 常勤兼務 4 人

（兼務は全てにいざ生活支援センター（地域活動支援センター）と兼務）

平成 30 年度実績

サービス利用支援（新規） 40 件

サービス利用支援（更新） 198 件

継続サービス利用支援（モニタリング） 167 件

地域移行支援 利用者 0 人 地域定着支援 利用者 5 人

自立生活援助 利用者 18 人

① 計画相談支援

サービス利用支援及び継続サービス利用支援を通じ、障がい者の自立した生活を支え、障がい者の抱える課題の解決や適切なサービスを利用するための支援を行いました。

② 地域移行支援

平成 29 年度に引き続き、地域移行支援の利用者は、受給者証の発行や病院側から退院支援の依頼を受けたタイミング等の都合から、利用実績はありませんでした。しかし、前年度と同じく同支援利用に至らずとも、隨時、精神科病院から退院後の地域生活の準備のためのサービス情報提供や同行支援、グループホーム入居支援等や退院前カンファレンスの提案、調整、実施を行い、様々な関連機関をマネジメントしました。

③ 地域定着支援

地域定着支援としては、平成 29 年度は 5 人が利用され、生活環境の整備と日中活動の場の確保として計画相談支援を組み入れました。また、当該事業では、常時の連絡体制（夜間・深夜は専用の携帯電話）と緊急事態等に対応する体制を確保しています。緊急電話の利用について今年度は利用される方はいませんでした。自立生活援助の利用に移行される方もいらっしゃったので、地域定着支援を利用される方が少なくなっています。

④ 基本相談支援

精神障がい者、家族及び関係者に、適切な障がい福祉サービスが効果的に提供されるよう、相談支援専門員が相談に応じ、障がい者福祉課、保健センター等の関係機関と連携を図り、総合的な相談支援を推進しました。

⑤ 自立生活援助

平成 30 年 8 月に事業を開始した自立生活援助は主に単身生活の方が利用できるサービスで 18 名の方が利用をしており、今後も利用を希望する方は増えると思われます。月 2 回の訪問に加え、随時生活相談や各種関係機関等への同行支援を行いました。